

岩手県告示第990号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更事項	追加する事務所の所在地	変更しようとする年月日
株式会社東京建築検査機構	事務所の追加	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号	平成27年12月23日